

出張 相談

中小企業事業主の

みなさん

ご存知ですか？

悩める経営者の
チカラになります！

最低賃金
ワンストップ
無料相談

社会保険労務士や経営コンサルタントが
中小企業事業主の悩みについて
無料で相談対応・専門家も派遣いたします。
ぜひ、ご相談ください。

労働基準監督署に
おいて出張相談窓
口を開きます！

1月27日（金）	午前9時～午後4時30分	横浜南	労働基準監督署
1月27日（金）	午前9時～午後4時30分	横須賀	労働基準監督署
2月 2日（木）	午前9時～午後4時30分	藤 沢	労働基準監督署
2月 7日（火）	午前9時～午後4時30分	川崎北	労働基準監督署
2月 9日（木）	午前9時～午後4時30分	平 塚	労働基準監督署
2月17日（金）	午前9時～午後4時30分	鶴 見	労働基準監督署
2月23日（木）	午前9時～午後4時30分	相模原	労働基準監督署

ご都合のよい
出張窓口でご
相談ください。

【お問い合わせ先】

神奈川県最低賃金総合相談支援センター

横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル2階

電話番号：0120-641-020



最低賃金ワンストップ無料相談とは？

最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業事業主の皆さまを支援する事業です。賃金引上げを行うには、生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。こういった中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワンストップで無料相談に応じる場を全国に設けています。

ご相談の一例

経営に関する相談の例

- 販路開拓
- 新規事業
- 技術指導
- 資金調達
- マーケティング
- IT活用による経営力強化
- 支援制度のご案内など

労務管理に関する相談の例

- 賃金、退職金、労働時間制度の見直し
- 就業規則（賃金規定など）の改正
- 高齢者雇用
- 人材育成
- 労働安全衛生対策
- 業務改善助成金などの厚労省関係支援制度のご案内

社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家の派遣

中小企業事業主の皆さまから、課題解決のための専門家派遣のご要望があった場合に、最低賃金総合相談支援センターまたは経済産業局が実施する事業から派遣された専門家が、事業場の実態を把握、分析した上で、具体的な課題解決手法を提案いたします。

※相談内容や会社の情報が他に漏れることは一切ありません。



中小企業専門家派遣・相談等支援事業



最低賃金ワンストップ無料相談窓口はこちら

神奈川県最低賃金総合相談支援センター

(横浜相談窓口)

開設日：原則毎月25日開催（日曜日、祝日を除く）

時間：9:00～17:00（火、木は18:00まで）

場所：神奈川中小企業センタービル 2階

〒231-0015

横浜市中区尾上町5-80

：0120-641-020

URL：http://www.kanagawa-saichin.org

e-Mail：saichinkanagawa@arrow.ocn.ne.jp



(小田原相談窓口)

開設日：毎週木曜日

時間：9:00～17:00

場所：小田原箱根商工会議所4階

〒250-0014

小田原市城内1-21

電話番号：0465-23-1811

